

平成 28 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 28 年 4 月 26 日天草市民センター第 2 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

4 番 中村三千人君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	大林喜光		

4、議事日程

開会

- 日程第 1 議事録署名人の指名について
- 日程第 2 議第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 24 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 25 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 報告事項について

閉会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 5 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。14 日に発生しました熊本地震では、なかなか余震が絶えず、熊本の人にも大変な思いをされていることとっております。私たちも、できる限りの支援をそれぞれの立場でやっていきたいと思っております。改正農業委員会法が 4 月 1 日に施行されまして、本日が初めての総会となります。皆さんの総会のご案内にもありましたと思っておりますけれども、事務の流れを渡しておりますが、今日総会をしてみても、変更するところは、これからも変更していきたいと思っておりますので、流れをよく見ていただきたいと思っております。スライドもございませんし、写真だけの判定になっていくと思っております。その点もよろしくをお願いします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は中村委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、5 番、宮崎委員、6 番、黒川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3 条の 1 番と 2 番の案件につきまして、譲受人が同一のため、一括して説明してよろしいか伺います。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（大林喜光君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番と 2 番について説明します。芦北町の譲受人は有明町と大阪府の譲渡人より、有明町の畑 1,243 m²と 1,023 m²を売買により取得したいというものです。資料④の 2 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から南東へ約 2.8km、青色で着

色した国道 324 号、松島有明道路の南側にある農地です。3 ページに申請地周辺の状況を示した地図を添付しております。4 ページが現地の航空写真になります。番号及び矢印についてですが、番号は、次ページの現地写真の番号と対応しており、矢印は、撮影した方向となります。資料③の 1 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には甘夏を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10 番（小堀田幸一君） 10 番、小堀田です。写真の 5 番と 6 番には何か植わっているが。

○事務局（大林喜光君） 苗木が植えてあります。

○10 番（小堀田幸一君） なら始末書があるじゃん。

○事務局（寺澤大介君） これは転用ではなく、耕作するものなので。

○議長（鶴田雄士君） 苗を植えるのには時期があるから。

○10 番（小堀田幸一君） これは甘夏やっど。

○9 番（本田実君） 甘夏。紅甘夏。

○10 番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他には質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 2 番について、質疑はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3 番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田 7,059 m²と畑 7,873 m²を贈与により取得したいというものです。資料④の 7 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所浦出張所から西へ約 200m と南東へ約 800m、天草市役所倉岳支所から東へ約 3.8km、青色で

着色した国道 266 号の周辺にある農地です。8 ページと 9 ページに申請地周辺の状況を示した地図を添付しております。10 ページと 11 ページが現地の航空写真になります。12 ページから 16 ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及び河内晩柑を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4 番について説明します。倉岳町の譲受人は熊本市の譲渡人より、倉岳町の田 1,817 m²を売買により取得したいというものです。資料④の 17 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所浦出張所から南東へ約 1.8km、青色で着色した国道 266 号の北東側にある農地です。18、19 ページに申請地周辺の状況を示した地図を添付しております。20 ページが現地の航空写真になります。21 ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5 番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田 1,779 m²を売買により取得したいというものです。資料④の 22 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南へ約 1km、青色で着色した国道 266 号の南側にある農地です。23 ページに申請地周辺の状況を示した

地図を添付しております。24 ページが現地の航空写真になります。25 ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田 983 m²を売買により取得したいというものです。資料④の26ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新合出張所から北へ約1km、青色で着色した国道266号の西側にある農地です。27ページに申請地周辺の状況を示した図面を添付しております。28、29ページが現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は熊本市の個人で、本渡町の田 495 m²を貸駐車場へ転用する案件です。資料④の31ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市立山口保育所から南西へ約100m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。32ページに

申請地周辺の状況を示した図面を添付しております。申請地は水道管、下水道管が埋設されている道路沿いで、500m以内に2以上の公共施設等が存在する第3種農地です。33ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込めるため、申請地を駐車場37台分として整備し利用する計画です。35、36ページが現地の写真になります。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

これは、青の矢印の部分は水路ですか。ここに水路があるのでしょうか。

○事務局（寺澤大介君） 資料④の34ページの青で矢印が書いてあるのは、すでにある水路です。現在も自然に流れています。

○議長（鶴田雄士君） ここは残しておかないといけませんね。

○事務局（寺澤大介君） はい。そこは残しておく計画です。

○議長（鶴田雄士君） はい。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は小松原町の個人で、小松原町の畑840㎡を貸駐車場へ転用する案件です。資料④の37ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北西へ約100m、青色で着色した国道324号の西側にある農地です。38ページに申請地周辺の状況を示した図面を添付しております。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。39ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込めるため、申請地を駐車場27台分として整備し利用する計画です。40、41ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場として利用しているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 3番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の田1,920㎡を山林へ転用する案件です。資料④の42ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮野河内出張所から北へ3km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。43ページに申請地周辺の状況を示した図面を添付しております。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。44ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、耕作が困難となり、農地の管理ができなくなったため、申請地にセンダンを植林する計画です。46ページが現地の写真になります。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番(小堀田幸一君) 10番小堀田です。写真を見れば玉ねぎかなんか植わっとるばってん、これが耕作できないというのがちょっと。何で植林すると。

○事務局(小松通利君) 土地の所有者は息子さんですが、管理はお母さんがされています。お母さんが高齢のため今後の管理が難しいということと、息子さんも管理ができないということで、申請があがっています。

○10番(小堀田幸一君) この玉ねぎは、お母さんが作っとらすと。

○事務局(小松通利君) はい。

○10番(小堀田幸一君) 下の田、写真の③は。

○事務局(小松通利君) 写真の③の左下の田は、違う方のものです。

○10番(小堀田幸一君) 日照は大丈夫ですか。下の田に影響はないですか。

○事務局(小松通利君) 隣接者から同意を得ております。

○10番(小堀田幸一君) 問題なければいいです。

○9番(本田実君) 9番、本田です。木は何を植えるんですか。

○事務局(小松通利君) センダンです。

○9番(本田実君) センダンはちょっと、田の中に植えるのは、ちょっと問題やかっかな。どんぐりとかならそう高くならんけん。センダンはすぐ高くなるけん。

○10番(小堀田幸一君) 風が吹けば枝がすぐ折れるけんですね。同意書ばくれとらるばってん、そこまで分かって同意しとらすとやろか。後で揉めんばよかばってん。

○9 番（本田実君） 椎茸ごま用の木とかは、高くなっても、センダンのごて高くならんもんな。

○議長（鶴田雄士君） 以前の農業委員会でも、センダンを植える案件がありました。何で柃檀かなと思ったんですが。

○10 番（小堀田幸一君） 何か使い道があるとですか。

○議長（鶴田雄士君） やっぱり、あるそうなんですよ。大きくなるのが早いので、タンスとかにいいそうで、河浦とかでは、結構植えてあるみたいです。なので、近所の方もセンダンが大きくなることは知ってらっしゃると思います。

○10 番（小堀田幸一君） 同意書が付いとるけん大丈夫か。

○事務局（寺澤大介君） 土地の所有者から同意書をもっていますし、その土地を借りて作っている耕作者からも同意書をもっていて、2重にもらってはいますが、判断が難しいので、ご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑ありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②4ページをお開きください。1番について説明します。転用者は亀場町の法人で、中村町の田822.89㎡を取得して、宅地分譲する案件です。資料④の48ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南西へ約100m、青色で着色した国道324号の東側にある農地です。49ページに申請地周辺の状況を示した図面を添付しております。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。50ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、住宅地として需要が見込めるため、申請地を4区画の宅地として整備し分譲する計画です。51、52ページが現地の写真になります。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は城下町の個人で、亀場町の畑385㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。資料④の53ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市立亀場小学校から南西へ約1.2km、青色で着色した国道266号の南側にある農地です。54ページに申請地周辺の状況を示した図面を添付しております。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。55ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の借家が狭く不便なため、申請地に平屋の個人住宅を1棟、残地を駐車場4台分として整備し利用する計画です。57、58ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に砂利等を敷いて整地してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は玉名郡の法人で、本町の田1,940㎡を取得して、駐車場へ転用する案件です。資料④の59ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南東へ約600m、青色で着色した県道本渡五和線の北側にある農地です。60ページに申請地周辺の状況を示した図面を添付しております。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。61ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の駐車場敷地では狭いため、申請地を駐車場65台分として整備し利用する計画です。62ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑241㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。資料④の64ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から西へ約3.3km、青色で着色した国道266号の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。65ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、駐車場及び倉庫建設のため、申請地に駐車場3台分と倉庫を1棟整備し利用する計画です。67ページが現地の航空写真になります。68ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第24号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第24号について説明します。資料②の5ページからご説明いたします。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が28件、再設定の計画が11件、転賃の計画が1件、合計で41件、総面積は93,494㎡となっております。所有権移転の計画1件は、熊本県農業公社が売買により取得するものです。また、転賃の1件は、農地利用集積円滑化団体、本渡五和農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、13ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員から補足説明はありませんか。

ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定40件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第6、議第25号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 議第25号について説明します。資料②の14ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、本町1件、面積は105㎡となっております。現地確認を実施し、15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(2)の継続して利用することができないと見込まれるもの、に該当する可能性があると思われます。現地の写真は、資料④の70、71ページになります。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので原野認定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 報告事項につきましては、資料②の16ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、ありませんでした。第4条の許可不要転用届および第5条の許可不要転用届については、ありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成28年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

午後2時40分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 黒川紀世子

署名委員 宮崎義一